

千葉市水道事業運営協議会の委員について

1 趣旨

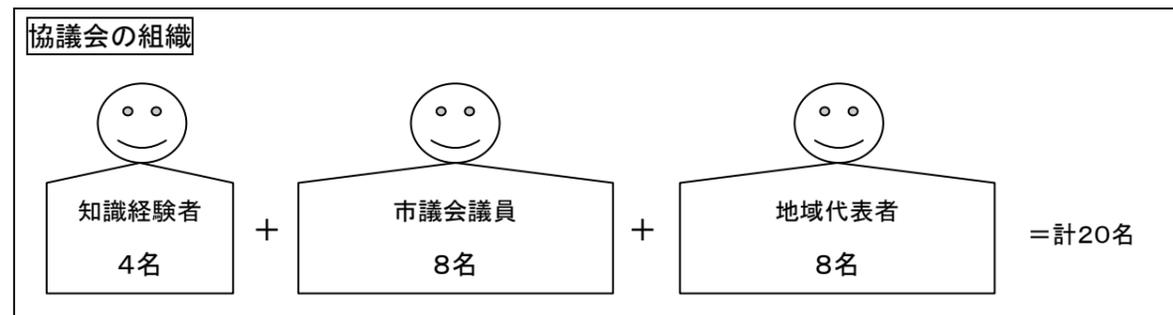
千葉市水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）は、昭和50年に制定された千葉市水道給水条例に基づき設置し、知識経験者、市議会議員及び地域代表者により委員21名以内で組織しています。

平成20年に制定された千葉市市民参加及び協働に関する条例では、附属機関の委員の選任に当たり、市民意見を適切に反映させるため、公募により選ばれた者が含まれるよう努めるものとしています。

協議会では、公募による委員を選任していないため、その考え方について、明らかにするものです。

2 現在の協議会の組織

知識経験者4名、市議会議員8名、地域代表者8名の計20名で組織しています。



3 市の公募委員の考え方

多様な市民の意見が適切に反映されるよう、性別、他の附属機関における委員の兼職状況、年齢等についてできる限り配慮して、公募による市民を選任することにより、市民の参加意識を高めるとともに、市民が直接意見を言えるよう公募による市民の選任に努めるとしています。

なお、附属機関のなかには、法令等の規定により委員の構成に制約があるものや専門性が高い事案を審議するものなどもあることから公募委員については努力義務としています。

4 協議会における公募委員の考え方

市水道局は市域の一部地域のみを給水区域としており、地域代表者である委員は実際に水を利用する町内自治会から推薦された「市民」としていることから、市民が直接意見を言える状況にあり、公募による委員の効果と同様な効果が期待できるものと考えています。

5 関係法令

(1) 千葉市水道給水条例（昭和50年4月1日施行）抜粋

（運営協議会の設置）

第44条 水道事業の運営に関する事項を協議するため、千葉市水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（運営協議会の組織及び任期）

第45条 協議会は、委員21名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 地域代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 千葉市市民参加及び協働に関する条例（平成20年4月1日施行）抜粋

（附属機関の委員）

第9条 実施機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めるものとする。

(3) 千葉市市民参加及び協働に関する条例施行規則（平成20年4月1日施行）抜粋

（附属機関の委員の応募資格）

第9条 公募により選任する附属機関の委員（以下「公募委員」という。）に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと。
- (3) 本市の市議会議員又は職員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が附属機関の設置目的、審議事項等に応じ、必要と認める要件